

20 資料

身体障害者障害程度等級表

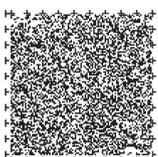
視覚障害	1級	視力の良い方の眼の視力（※1）が0.01以下のもの
	2級	①視力の良い方の眼の視力（※1）が0.02以上0.03以下のもの
		②視力の良い方の眼の視力（※1）が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		③周辺視野角度（※2）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（※3）が28度以下のもの
		④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	3級	①視力の良い方の眼の視力（※1）が0.04以上0.07以下のもの（2級の②に該当するものを除く）
		②視力の良い方の眼の視力（※1）が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
		③周辺視野角度（※2）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（※3）が56度以下のもの
		④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	4級	①視力の良い方の眼の視力（※1）が0.08以上0.1以下のもの（3級の②に該当するものを除く）
		②周辺視野角度（※2）の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの
		③両眼開放視認点数が70点以下のもの
	5級	①視力の良い方の眼の視力（※1）が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの
		②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
		③両眼中心視野角度（※3）が56度以下のもの
		④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの
		⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	6級	視力の良い方の眼の視力（※1）が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

※1 万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。

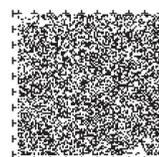
※2 I/4視標による。 ※3 I/2視標による。

聴覚障害	2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
	3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	4級	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）
		②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
	6級	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）
		②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
平衡機能障害		3級 平衡機能の極めて著しい障害
		5級 平衡機能の著しい障害
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害		3級 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の喪失
		4級 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害

肢体不自由	上肢機能障害	1級	①両上肢の機能を全廃したもの
			②両上肢を手関節以上で欠くもの
		2級	①両上肢の機能の著しい障害
			②両上肢の全ての指を欠くもの
			③一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの
			④一上肢の機能を全廃したもの
		3級	①両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの
			②両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの
			③一上肢の機能の著しい障害
			④一上肢の全ての指を欠くもの
⑤一上肢の全ての指の機能を全廃したもの			



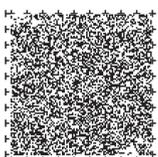
肢 体 不 自 由	上肢機能障害	4級	①両上肢のおや指を欠くもの	
			②両上肢のおや指の機能を全廃したもの	
			③一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	
			④一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの	
			⑤一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの	
			⑥おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	
			⑦おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	
			⑧おや指またはひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	
		5級	①両上肢のおや指の機能の著しい障害	
			②一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害	
			③一上肢のおや指を欠くもの	
			④一上肢のおや指の機能を全廃したもの	
	⑤一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害			
	⑥おや指またはひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害			
	6級	①一上肢のおや指の機能の著しい障害		
		②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの		
	7級	③ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの		
		①一上肢の機能の軽度の障害		
		②一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害		
		③一上肢の手指の機能の軽度の障害		
		④ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害		
		⑤一上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの		
	下肢機能障害	1級	①両下肢の機能を全廃したもの	
			②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	
			2級	①両下肢の機能の著しい障害
				②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
			3級	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの
				②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
4級			③一下肢の機能を全廃したもの	
			①両下肢の全ての指を欠くもの	
			②両下肢の全ての指の機能を全廃したもの	
			③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	
			④一下肢の機能の著しい障害	
			⑤一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの	
5級		⑥一下肢が健側に比して、10cm以上または健側の長さの10分の1以上短いもの		
		①一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害		
		②一下肢の足関節の機能を全廃したもの		
6級		③一下肢が健側に比して5cm以上または健側の長さ15分の1以上短いもの		
		①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの		
7級		②一下肢の足関節の機能の著しい障害		
		①両下肢の全ての指の機能の著しい障害		
		②一下肢の機能の軽度の障害		
		③一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害		
		④一下肢の全ての指を欠くもの		
		⑤一下肢の全ての指の機能を全廃したもの		
⑥一下肢が健側に比して3cm以上または健側の長さの20分の1以上短いもの				
体幹機能障害		1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	
		2級	①体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの	
			②体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの	
		3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	5級	体幹の機能の著しい障害		



肢 体 不 自 由	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
			2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
			3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
			4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
			5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
			6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
			7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	移動機能障害	1級	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	
		2級	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	
		3級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	
		4級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
		5級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	
		6級	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	
		7級	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	

心臓・じん臓若しくは呼吸器またはぼうこうまたは直腸の機能の障害、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる	心臓機能障害	1級	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	1級	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	1級	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	1級	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
		2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
		4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	
3級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	
4級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

- ・同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- ・肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。
- ・異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- ・「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- ・「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害も含むものとする。
- ・上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- ・下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



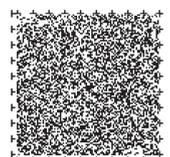
愛の手帳（知的障害）判定基準表

(0歳～6歳 就学前)

項目	程度	1度 (最重度)	2度 (重 度)	3度 (中 度)	4度 (軽 度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
運 動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0歳から1歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達	運動機能の発達はおおむね年齢相応
社 会 性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意 思 疎 通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。0歳から1歳程度の乳児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能	わずかで不完全な単語だけのため、意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通しての意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要	部分的介助と常時の監督又は保護が必要	部分的介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない

(6歳～17歳 児童)

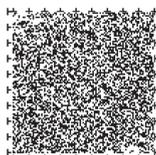
項目	程度	1度 (最重度)	2度 (重 度)	3度 (中 度)	4度 (軽 度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
学 習 能 力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な読み、書き、計算も不可能	簡単な読み、書き、計算もほとんど不可能	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能
作 業 能 力	絵画、製作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社 会 性	対人関係の理解、集団的行動の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意 思 疎 通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日 常 行 動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能



項目	程度				
	1 度 (最重度)	2 度 (重 度)	3 度 (中 度)	4 度 (軽 度)	
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができる助言等があれば単純作業が可能	テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる
職業能力	作業能力又は職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	対人関係の理解及び集团的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	単純作業は可能であるが、時に助言等が必要
社会性	対人関係の理解、集团的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能	集团的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能特別の注意が必要	対人関係の理解及び集团的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語及び文字を通して意思疎通の可能性について、右の程度別に判定すること。	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身の生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身の生活の処理がほとんど不可能	身の生活の処理が部分的に可能	身の生活の処理がおおむね可能	身の生活の処理が可能

愛の手帳（知的障害）総合判定基準

区分	判定内容
1 度（最重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「最重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「1」程度のものに該当するもの
2 度（重度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの
3 度（中度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの
4 度（軽度）	各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの
程度不明	各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは、「程度不明」とする。
非該当	前各号に該当しないと判定したときは、「非該当」とする。
備考	被判定者の年齢を十分考慮し、決定すること。

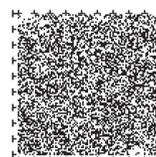


手当・年金等給付額および所得制限基準額（令和6年度）

単位：円

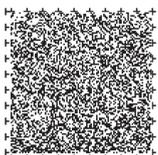
所得者 扶養者数 種別	年金手当 月額	本人の所得制限額					配偶者または扶養義務者の所得制限額					
		0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人	
心身障害者 (難病)福祉 手当 (区) 3級 4度	15,500											
重度 心身障害者 手当(都)	60,000						3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	
マル障 医療助成	—	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000						
出張調髪 寝具乾燥 消毒水洗い 紙おむつ支給	—											
特別障害者 手当(国)	28,840						6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	
障害児福祉 手当(国)	15,690											
ひとり親家庭 等 医療助成	—	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000	
特別 児童 扶養 手当 重度	55,350											
中度	36,860	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	
児童 扶養 手当 全部 支給	45,500	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	2,010,000						
一部 支給	45,490～ 10,740	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000	
障害手当	15,500	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	0	0	0	0	0	
育成手当	13,500											
障害基礎年金 (国民年金)	1級 85,000 2級 68,000	全額停止					0	0	0	0	0	
		4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	6,241,000						
		一部停止					0	0	0	0	0	
		3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	5,224,000						

- 注1 心身障害者(難病)福祉手当、重度心身障害者手当、マル障医療助成、出張調髪、寝具乾燥消毒水洗い、紙おむつ支給の各サービスの扶養義務者の所得制限額は、障害者本人が20歳未満の場合です。
- 注2 特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害手当、育成手当、ひとり親家庭等医療費助成の判定対象となる本人とは、障害者の父母またはその児童を養育する方です。
- 注3 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成制度の本人所得の判定は、本人所得に養育費の8割相当額を加えた額で行います。
- 注4 所得判定は、所得から社会保険料や医療費などの控除対象となっているものを引いた額で行います。
- 注5 障害基礎年金の本人の所得制限は20歳前障害のみ適用されます。対象となる扶養親族によっては所得制限額が変わることがあります。
- 注6 所得制限基準額は毎年見直しがあり、年度によって変更になります。
- 注7 特別障害者手当(国)、障害児福祉手当(国)は、令和6年度の金額です。
- 注8 特別児童扶養手当、児童扶養手当の手当額は、令和6年度の金額です。



障害者に関するマーク

マーク	名称・概要等	問合せ先
	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある人々が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のマークです。障害がある人々の住みよい街づくりに寄与することをねらいとしています。建築物にマークを設置する際は、国（バリアフリー新法）や自治体（まちづくり条例）などの基準に基づき使用することを推奨しています。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523 ホームページ https://www.jsrpd.jp/
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ☎ 03-5291-7885 ホームページ http://ncwbj.or.jp
	身体障害者標識 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	深川警察署交通課 ☎ 03-3641-0110 城東警察署交通課 ☎ 03-3699-0110 東京湾岸警察署交通課 ☎ 03-3570-0110
	聴覚障害者標識 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	深川警察署交通課 ☎ 03-3641-0110 城東警察署交通課 ☎ 03-3699-0110 東京湾岸警察署交通課 ☎ 03-3570-0110
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表すマークです。また、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。コミュニケーション方法に配慮を求めたり、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、聴覚に障害のある方に援助を行うことを示したりするのに用います。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎ 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046 ホームページ https://www.zennancho.or.jp/
	筆談マーク 聞こえない・聞こえにくい方、音声・言語障害の方、知的障害の方などが、筆談でのコミュニケーションの配慮を求める際に提示するマークです。また、公共機関や店舗をはじめとした民間施設などがこのマークを掲示し、筆談による対応が可能であることを示したりするのに用います。	一般社団法人全日本ろうあ連盟 ☎ 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬をいいます。公共施設や交通機関、不特定多数が利用する施設（飲食店、デパート、ホテル、病院など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 ☎ 03-5253-1111（代） FAX 03-3503-1237
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	公益社団法人日本オストミー協会 ☎ 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682 ホームページ https://www.joa-net.org/
	ハート・プラスマーク 「身体内部に障害がある方」を表すマークです。心臓、呼吸器などの内部障害は外見からは分かりにくく、様々な誤解を受けることがあります。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作成されたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 メール info@heartplus.org ホームページ https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要とする方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。	東京都福祉局 障害者施策推進部企画課 社会参加推進担当 ☎ 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	ヘルプカード 障害者（難病患者を含む）の方に、ヘルプカードを配付します。ヘルプカードは、緊急時の連絡先や、配慮して欲しいこと等が記載できるようになっており、支援を必要とする人が身につけておくことで、いざというときに必要な支援を受けるのに役立ちます。 配付場所：障害者支援課、保健所・各保健相談所 ※外出が困難な方には郵送いたしますので、右記へお問い合わせください。	江東区 障害者支援課身体障害相談係 ☎ 03-3647-4953（深川地区） 03-3647-4958（城東地区） FAX03-3647-4910 防災センター 2階
	東京都福祉のまちづくり整備基準適合証 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、建築物等の整備主は、新築・改修の際に、工事に先立って、整備基準を満たす届出が必要となる場合があります。また、新築・改修の施設に限らず、条例で定める「都市施設」が整備基準（努力基準）に適合していると認められる場合は、施設所有者等の請求により、「東京都福祉のまちづくり整備基準適合証」を交付します。	江東区 都市計画課都市計画担当 (ユニバーサルデザイン) ☎ 03-3647-9781 FAX 03-3647-9009 区役所5階



江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例

全ての区民が障害の有無にかかわらず、社会活動に参加し、安心して心豊かに暮らすためには、互いの意思及び感情を伝え合う障害者の意思疎通を促進することが重要であり、日常生活及び災害時において、障害特性に配慮した意思疎通手段の利用環境を整備することが地域社会に求められている。

手話は、障害者の権利に関する条約の採択及び障害者基本法の改正により、言語として位置づけられている。

区は、区内に暮らす人及び働く人だけでなく、江東区を訪れる人たちも含めて円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話を言語として普及するとともに、手話、要約筆記、点字などによる障害者の意思疎通を促進していく。

ここに、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いにその人格及び個性を尊重しながら共生する地域社会を実現すべく、この条例を制定する。

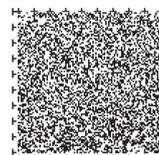
(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であることを普及し、及び障害者の意思疎通を促進することについて、障害特性に配慮した意思疎通手段の利用環境を整備することにより、全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに分け隔てなく理解し合い共生する地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下これらを「障害」という。）のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 意思疎通手段 手話、要約筆記、点字、音訳、筆談、代筆及び代読、重度障害者用意思伝達装置の使用その他の障害者が意思疎通を図るために必要とする手段をいう。
- (4) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者その他区内で活動する全ての者をいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人又は団体をいう。



(基本理念)

第3条 区は、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 手話は、言語であり、独自の言語体系を有する文化的所産であること。
- (2) 障害の有無にかかわらず互いに理解し、その人格及び個性を尊重すること。
- (3) 障害者の意思疎通を円滑に図る権利を最大限尊重すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話は言語であることを普及するとともに、障害者が意思疎通手段を円滑に利用し、必要な情報を取得することができるよう、施策を推進するものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話は言語であることを普及し、障害者の意思疎通手段の利用環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 区は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 障害者の意思疎通手段の普及のための啓発
- (2) 障害者の意思疎通手段の利用に資する環境整備
- (3) 障害者の意思疎通手段を習得する機会の提供
- (4) 障害者の意思疎通手段による情報の発信等

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

